

平成 26 年 1 月調査

# 裁判員制度の運用に関する意識調査

平成 2 6 年 3 月

最高裁判所

## 目 次

本報告書を読む際の注意	3
I 調査の概要	5
II 調査結果の概要	7
1 裁判員制度の周知状況	7
(a) 裁判員制度の実施について	7
(b) 裁判員制度の内容	8
(c) 裁判員に選ばれる可能性	9
2 裁判員制度の周知媒体	10
3 裁判や司法への関心度	12
4 裁判員制度が始まる前の刑事裁判の印象	13
(a) 公正中立である	14
(b) 信頼できる	15
(c) 裁判所や司法は近づき難い印象がある	16
(d) 納得できる裁判（判断）が行われている	17
(e) 国民の感覚が反映された裁判（判断）がされている	18
(f) 事件の真相が解明されている	19
(g) 裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい	20
(h) 裁判に時間がかかる	21
(i) 国民の関心が高く自分の問題として考えている	22
5 裁判員制度が始まる前の刑事裁判についてQ4の印象を持つことになった原因	23
6 裁判員制度の実施により期待すること	25
(a) 裁判がより公正中立なものになる	26
(b) 裁判がより信頼できるものになる	27
(c) 裁判所や司法が身近になる	28
(d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになる	29
(e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる	30
(f) 事件の真相がより解明される	31
(g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなる	32
(h) 裁判が迅速になる	33
(i) 国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる	34

7	現在実施されている裁判員制度の印象	35
	(a) 裁判がより公正中立なものになった	36
	(b) 裁判がより信頼できるものになった	37
	(c) 裁判所や司法が身近になった	38
	(d) 裁判の結果(判断)がより納得できるものになった	39
	(e) 裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなった	40
	(f) 事件の真相がより解明されている	41
	(g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなった	42
	(h) 裁判が迅速になった	43
	(i) 国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった	44
8	裁判員制度についてQ7の印象を持つことになった原因	45
9	裁判に参加する場合の心配や支障となるもの	47
10	裁判員裁判の傾向について(執行猶予付判決における保護観察の割合)	49
11	裁判員として刑事裁判に参加したいか	51
12	刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか	52
13	制度開始前・実施への期待・実施後の変化	53
III	調査票 (付:単純集計結果)	57
	標本抽出方法	65

〔本報告書を読む際の注意〕

- 1 nは質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。
  
- 2 質問の種類を示す記号は次のとおりである。

M. A. : 1回答者が2以上の回答をすることができる質問 (Multiple Answers の略)。  
このとき回答計およびM. T. (Multiple Total の略) は回答数の合計を回答者数 (n) で割った比率であり、通常その値は100%を超える。

〔回答票〕 : 回答の選択肢を列記した「回答票」を示して、その中から回答を選ばせる質問
  
- 3 結果数値 (%) は表章単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が計に一致しないこともある。
  
- 4 統計表等に用いた符号は次のとおりである。

0.0 : 表章単位に満たないが、回答者がいるもの  
- : 回答者がいないもの
  
- 5 職業別の分析で、「その他」は回答数が少なく誤差が大きいため、分析の対象としていない。
  
- 6 小計の値は、各選択肢の表章されたものを合算しているので、回答数を合算したものから算出した場合と一致しないことがある。

# I 調査の概要

- 1 調査目的 裁判員制度に対する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
- 2 調査項目 (1) 裁判員制度の周知状況  
(2) 裁判員制度の周知媒体  
(3) 裁判や司法への関心度  
(4) 裁判員制度が始まる前の刑事裁判の印象  
(5) 裁判員制度が始まる前の刑事裁判についての印象を持つことになった原因  
(6) 裁判員制度の実施により期待すること  
(7) 現在実施されている裁判員制度の印象  
(8) 裁判員制度についての印象を持つことになった原因  
(9) 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの  
(10) 裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合）  
(11) 裁判員として刑事裁判に参加したいか  
(12) 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか
- 3 調査対象 (1) 母集団 全国20歳以上の者  
(2) 回収数 2,014人  
(3) 抽出方法 層化2段無作為抽出法
- 4 調査時期 平成26年1月23日(木)～2月9日(日)
- 5 調査方法 調査員による個別面接聴取
- 6 調査実施機関 一般社団法人 新情報センター
- 7 性・年齢別回収数

	男性	女性	合計
20～29歳	130( 6.5%)	115( 5.7%)	245(12.2%)
30～39歳	167( 8.3%)	166( 8.2%)	333(16.5%)
40～49歳	172( 8.5%)	175( 8.7%)	347(17.2%)
50～59歳	140( 7.0%)	143( 7.1%)	283(14.1%)
60～69歳	185( 9.2%)	189( 9.4%)	374(18.6%)
70歳以上	181( 9.0%)	251(12.5%)	432(21.4%)
計	975(48.4%)	1,039(51.6%)	2,014(100.0%)

## Ⅱ 調査結果の概要

## Ⅱ 調査結果の概要

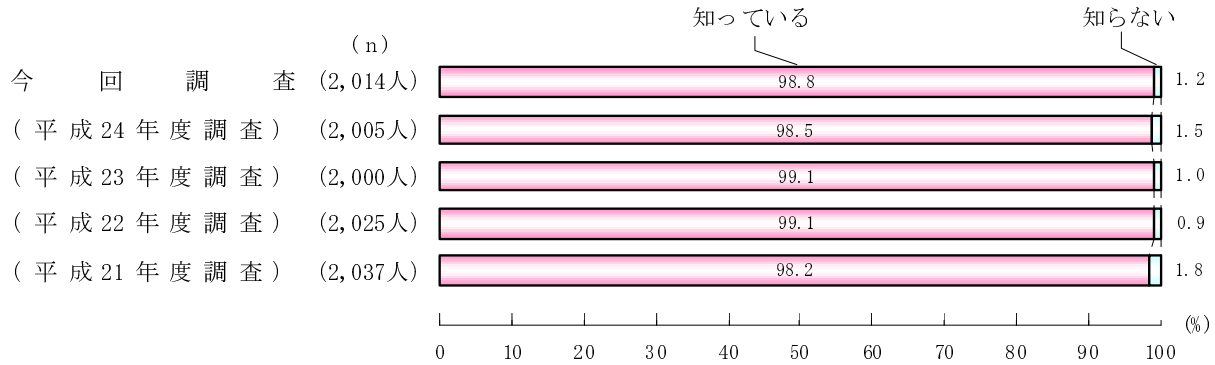
### 1 裁判員制度の周知状況

#### (a) 裁判員制度の実施について

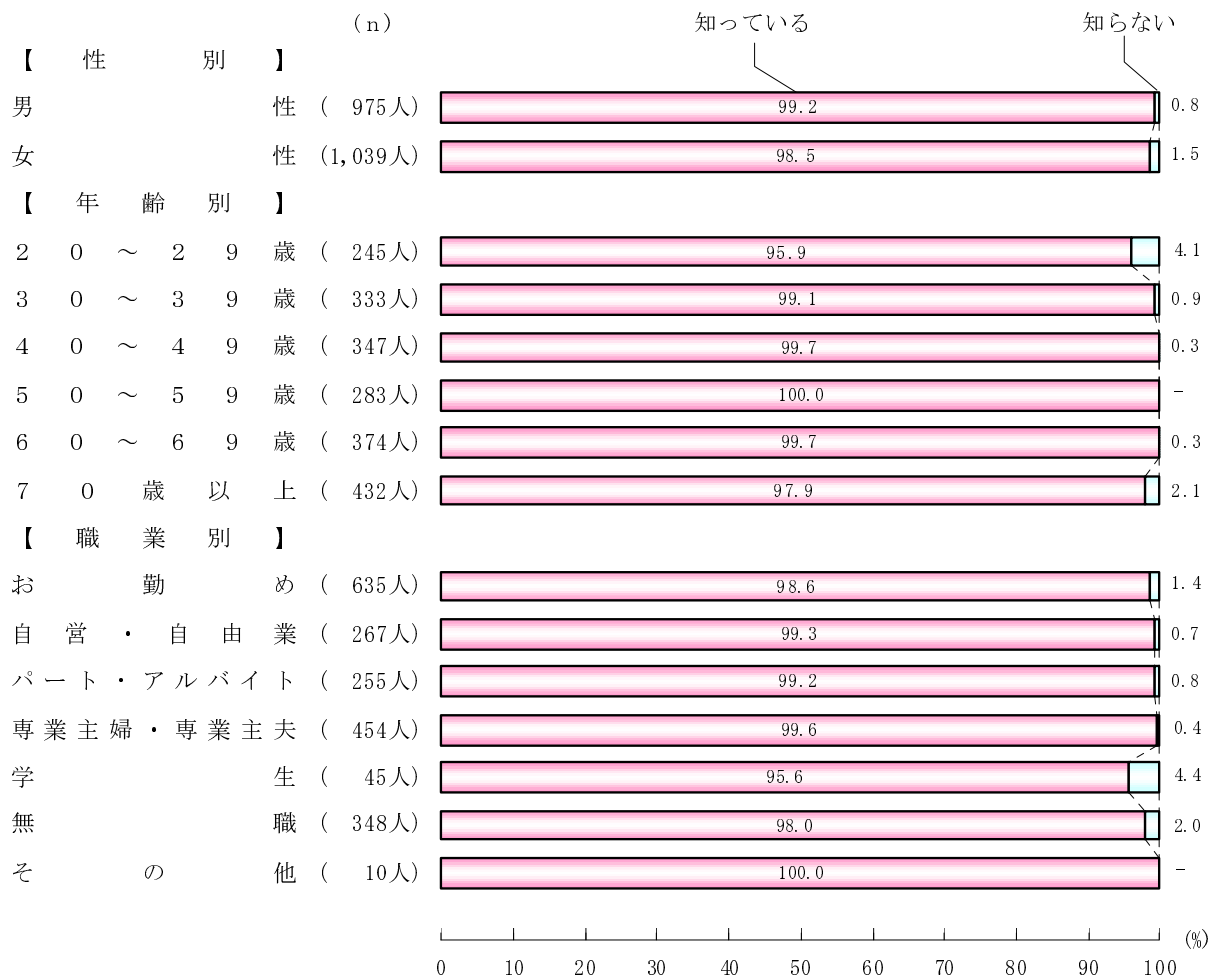
Q1 [回答票1] あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。

(a)～(c)の各項目ごとに「知っている」、「知らない」のいずれかをお答えください。

#### (a) 裁判員制度が実施されている



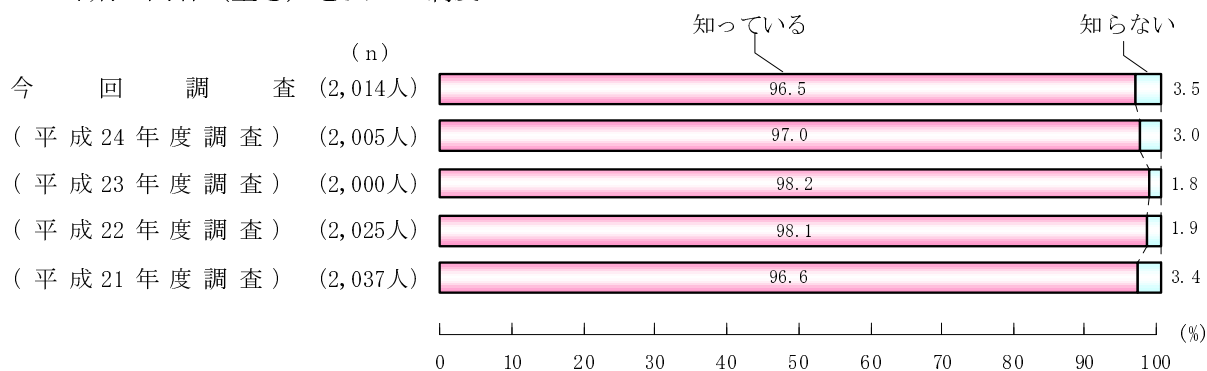
「裁判員制度が実施されている」ことを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者が98.8%、「知らない」と答えた者は1.2%であった。



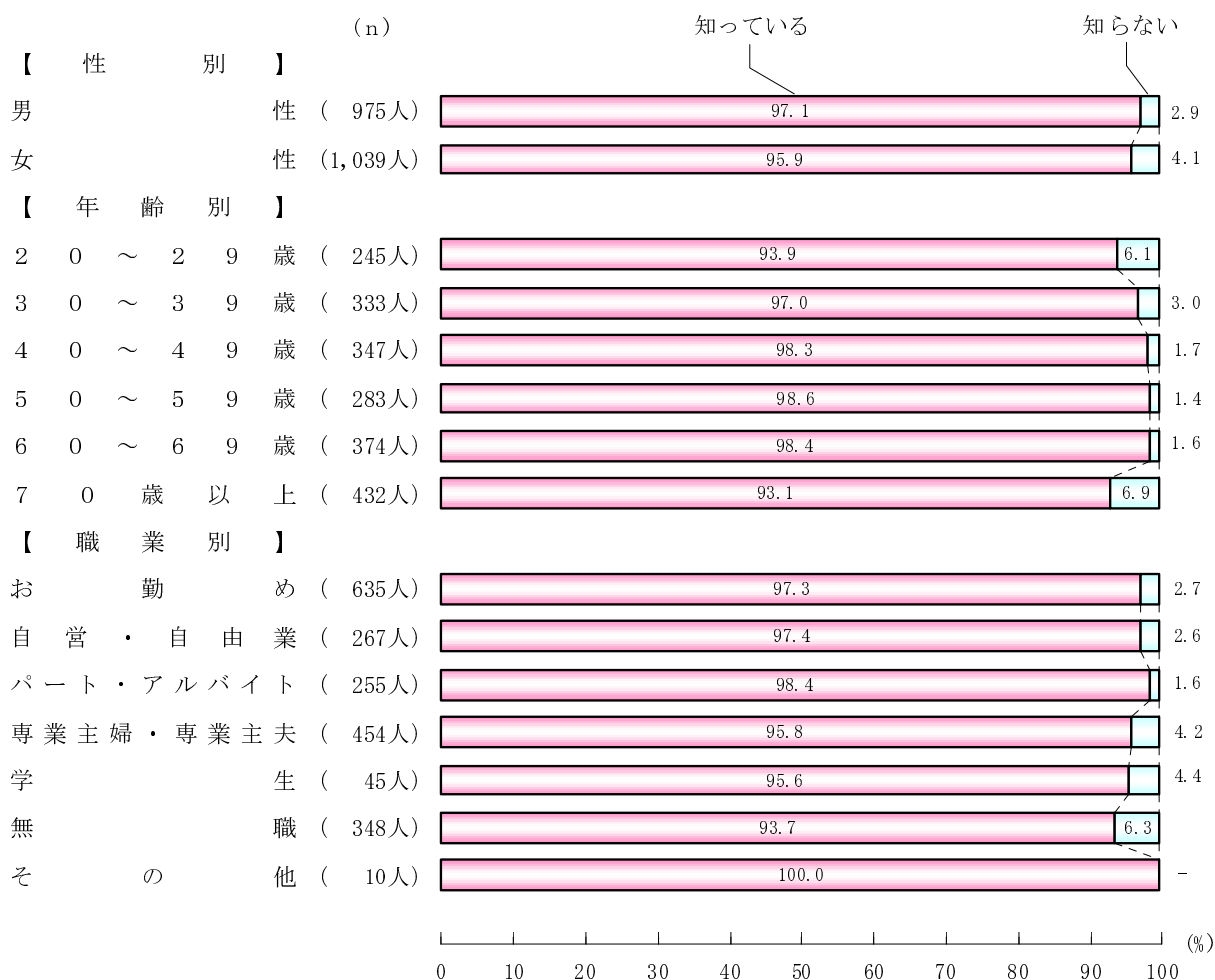
「知っている」と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はみられない。年齢別では、20代が最も低く、職業別では、学生が最も低くなっている。

(b) 裁判員制度の内容

(b) 裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度である



裁判官と一緒に有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度であることを「知っている」と答えた者が96.5%、「知らない」と答えた者は3.5%であった。

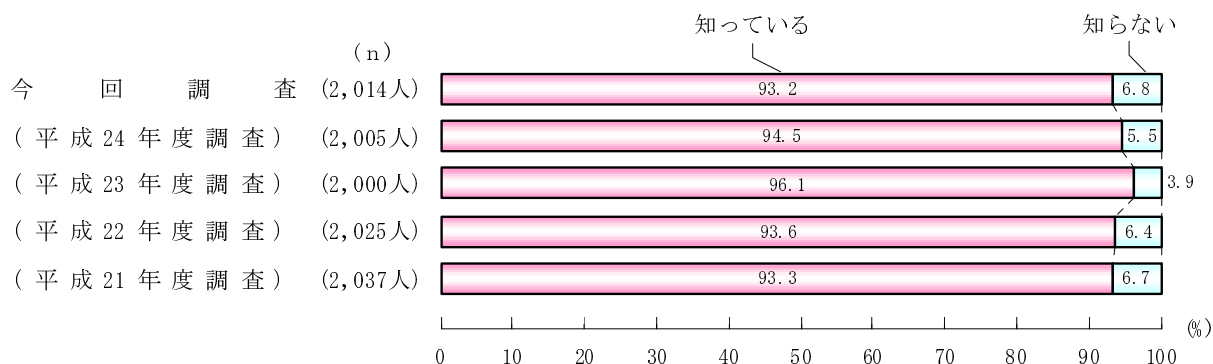


「知っている」と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はみられない。年齢別では、20代と70歳以上が低く、職業別では、無職が最も低くなっている。

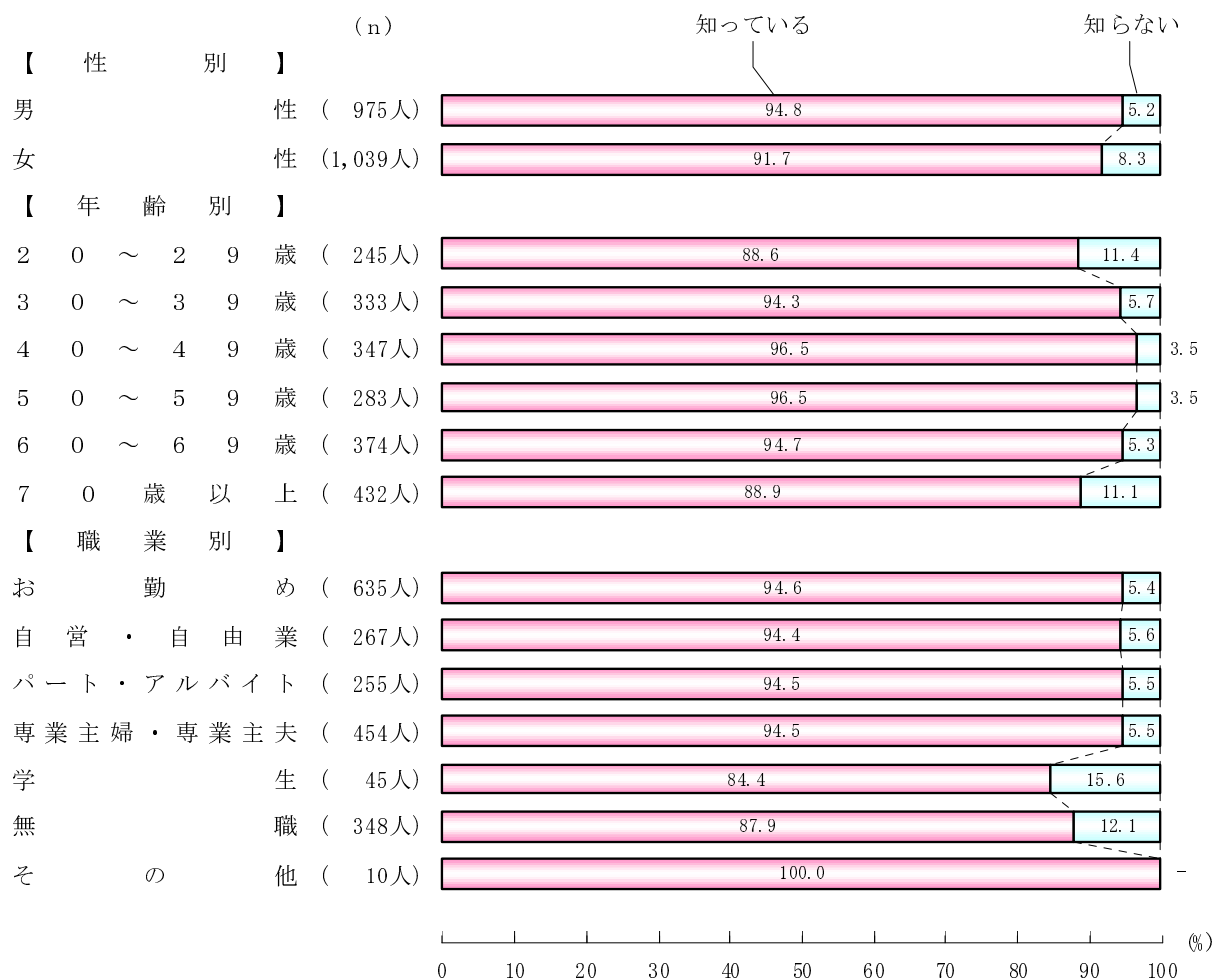


(c) 裁判員に選ばれる可能性

(c) 選挙権のある人（有権者）であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある



有権者であれば、原則として誰でも選ばれる可能性があることを「知っている」と答えた者が93.2%、「知らない」と答えた者は6.8%であった。周知状況を聞いた3項目((a)~(c))の中では、「知らない」と答えた者の割合が一番高かった。

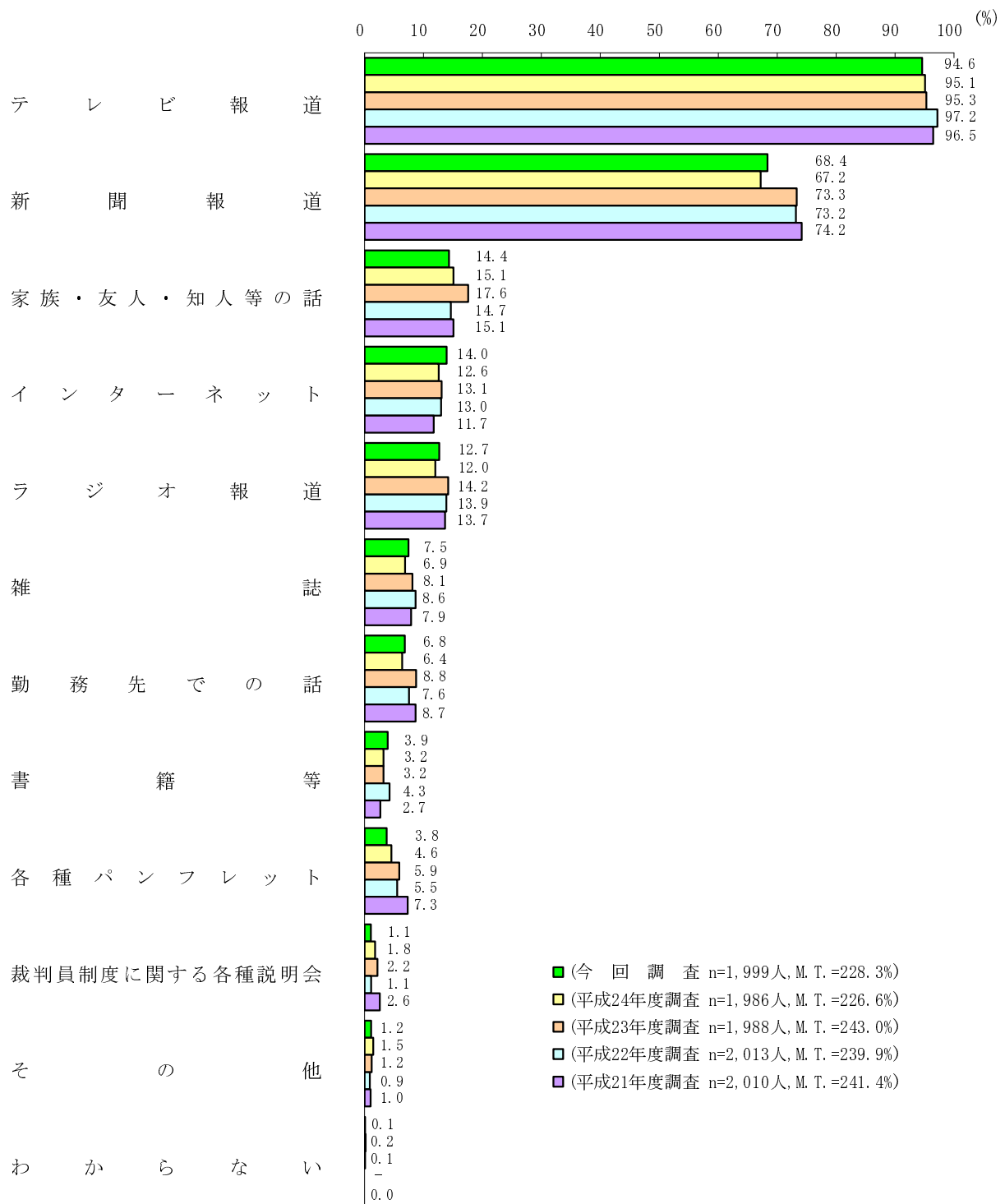


「知っている」と答えた者の割合は、男女別にみると、男性が高くなっている。年齢別では、20代と70歳以上が低く、職業別では、学生が最も低くなっている。

## 2 裁判員制度の周知媒体

【Q1でひとつでも「知っている」と回答した人にQ2～Q10を聞く】

Q2〔回答票2〕では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M.A.)



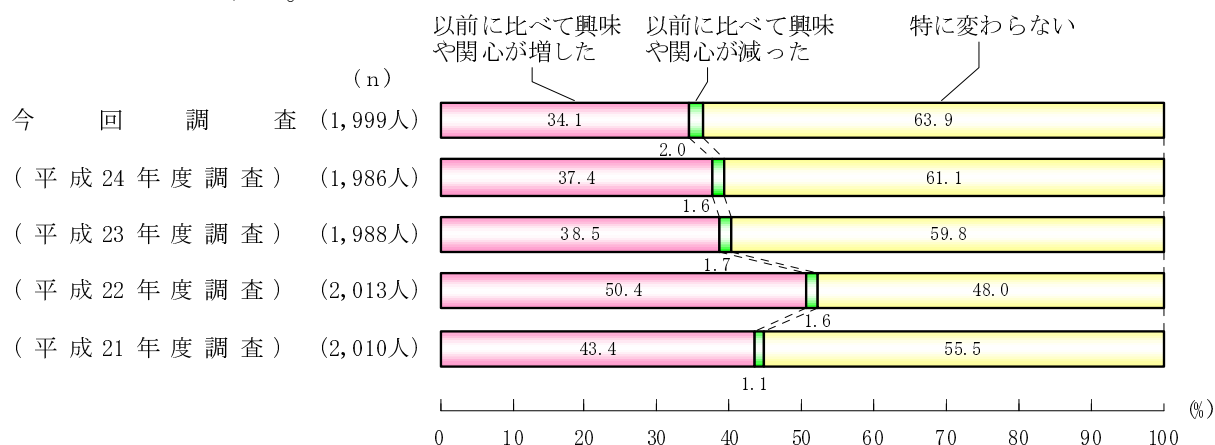
裁判員制度を知っている人に、何から知ったかをたずねたところ、「テレビ報道」をあげた者の割合が最も高く94.6%、次いで「新聞報道」が68.4%であった。以下、「家族・友人・知人等の話」(14.4%)、「インターネット」(14.0%)、「ラジオ報道」(12.7%)となっている。

	該当数 (n)	新聞報道	雑誌	書籍等	テレビ報道	ラジオ報道	インターネット	各種パンフレット	家族・友人・知人等の話	勤務先での話	裁判員制度に関する各種説明会	その他	わからない	回答計
<b>【性別】</b>														
男性	972	75.2	9.8	5.1	93.5	16.6	19.1	4.2	11.4	9.9	1.1	1.1	-	247.1
女性	1027	61.9	5.3	2.7	95.6	9.1	9.1	3.3	17.1	3.9	1.1	1.2	0.2	210.4
<b>【年齢別】</b>														
20～29歳	239	45.6	1.3	2.5	92.1	5.0	25.5	0.8	17.2	7.1	0.4	5.9	0.4	203.8
30～39歳	333	54.1	4.8	3.9	94.0	9.0	21.0	2.7	12.3	6.0	0.6	-	-	208.4
40～49歳	347	68.6	7.8	2.0	95.7	10.7	18.2	3.2	12.1	7.8	1.2	0.6	-	227.7
50～59歳	283	75.3	11.0	4.6	95.4	17.7	16.6	5.3	17.0	10.6	1.4	-	0.4	255.1
60～69歳	374	81.0	10.2	5.1	94.9	15.8	6.7	5.6	17.1	8.8	1.1	1.3	-	247.6
70歳以上	423	76.6	8.0	4.7	94.8	15.6	3.1	4.0	12.1	2.1	1.7	0.5	-	223.2
<b>【職業別】</b>														
お勤め	630	69.7	8.6	4.4	94.3	13.3	23.2	3.3	12.5	14.3	1.1	1.3	0.2	246.2
自営・自由業	267	75.7	10.5	3.4	94.8	19.1	11.6	4.5	15.0	3.0	1.5	1.1	-	240.1
パート・アルバイト	255	52.9	4.3	2.0	94.5	6.7	11.8	2.7	14.9	4.3	0.4	-	0.4	194.9
専業主婦・専業主夫	452	64.8	4.4	2.9	94.9	10.0	6.9	4.4	17.9	2.4	2.0	0.4	-	211.1
学生	44	54.5	-	2.3	84.1	2.3	34.1	-	13.6	-	-	20.5	-	211.4
無職	341	78.0	10.3	6.5	95.9	15.8	7.3	4.4	11.7	4.7	0.3	0.3	-	235.2
その他	10	80.0	10.0	-	100.0	20.0	10.0	-	30.0	-	-	-	-	250.0

男女別にみると、「新聞報道」、「ラジオ報道」、「インターネット」、「勤務先での話」から知ったと答えた者の割合は、男性で高く、「テレビ報道」、「家族・友人・知人等の話」は女性で高くなっている。年齢別にみると、「新聞報道」と「ラジオ報道」は50代以上で高く、「インターネット」は20代、30代で高くなっている。

### 3 裁判や司法への関心度

Q3 「回答票3」裁判員制度が開始されてから、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか。



裁判員制度が開始されてから、裁判や司法に対する興味や関心が変わったかをたずねたところ、「以前に比べて興味や関心が増した」と答えた者の割合は 34.1%、「特に変わらない」は 63.9%、「以前に比べて興味や関心が減った」は 2.0%であった。

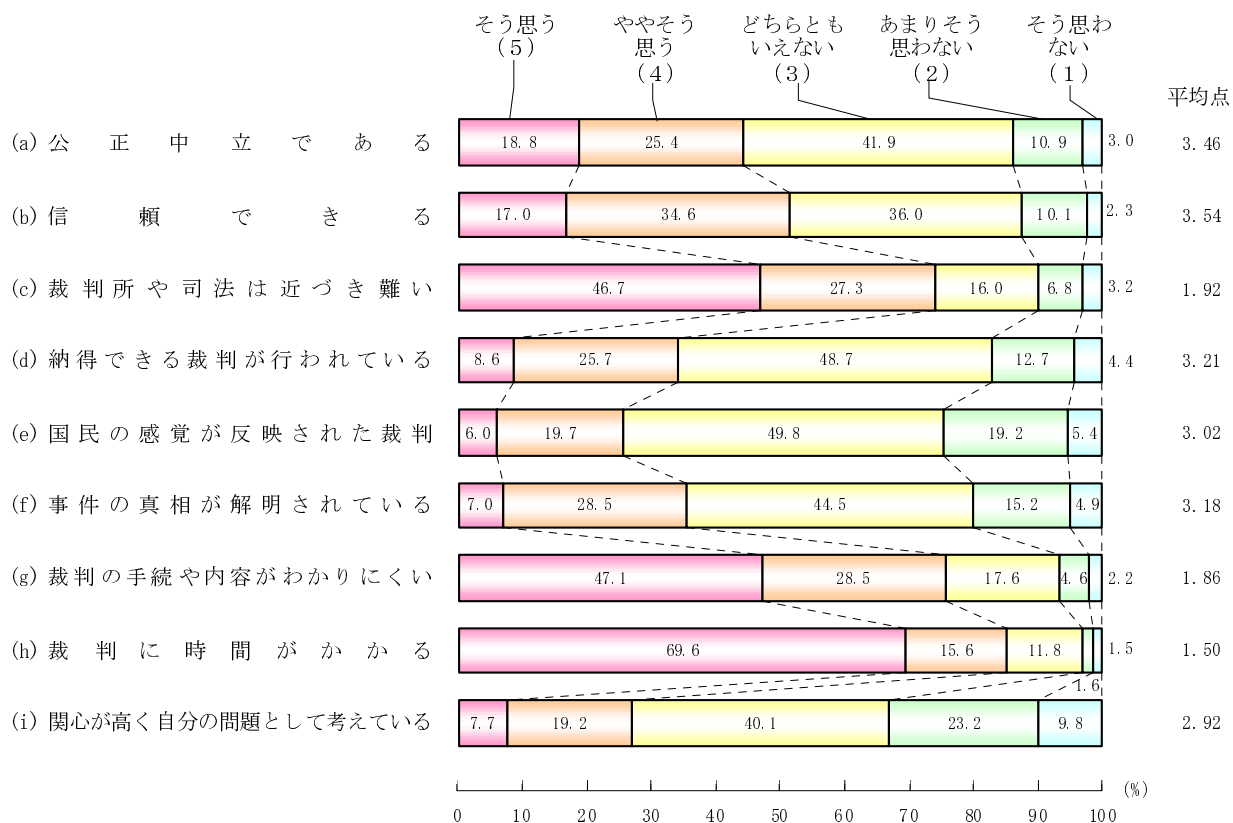


「以前に比べて興味や関心が増した」と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はみられない。年齢別では、50代が最も高く、職業別では、大きな差はみられない。

#### 4 裁判員制度が始まる前の刑事裁判の印象

Q 4 [回答票4] あなたは、我が国の刑事裁判について、裁判員制度が始まる前にはどのような印象を持っていましたか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。

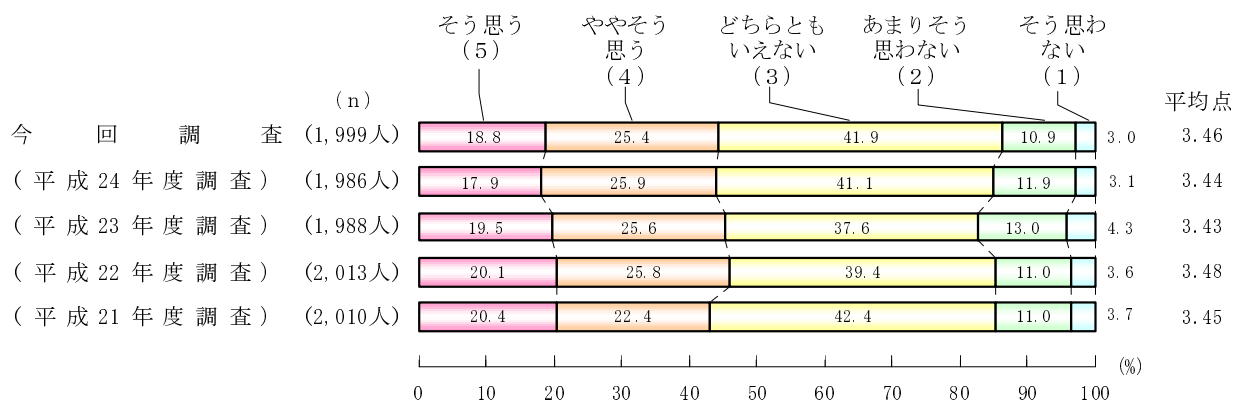
(n=1,999人)



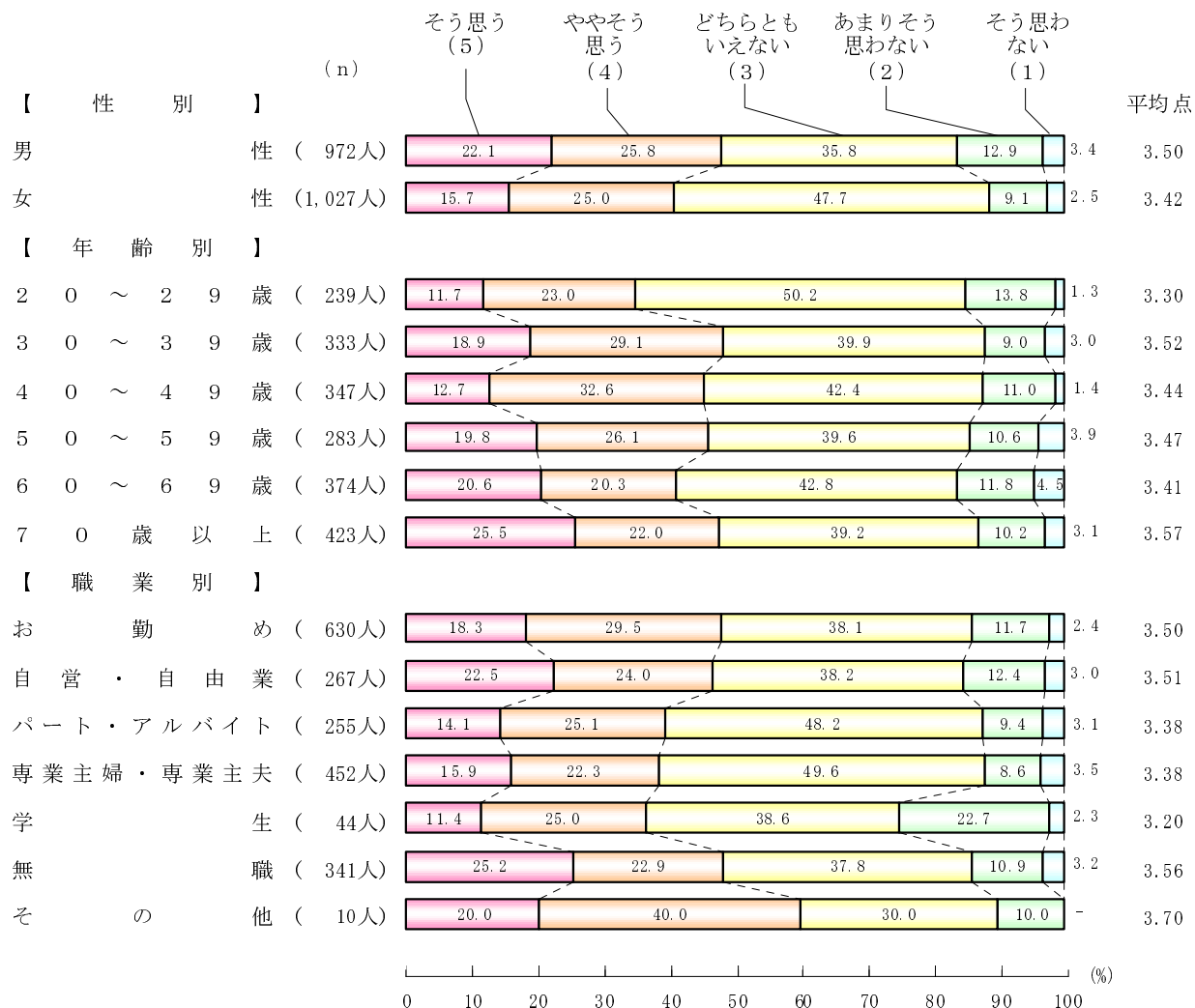
\* 平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。ただし、(c)(g)(h)は点数の順が逆になっている。

裁判員制度が始まる前に、刑事裁判に対してどのような印象を持っていたか、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かったのが『信頼できる』(3.54点)、以下、『公正中立である』(3.46点)、『納得できる裁判(判断)が行われている』(3.21点)、『事件の真相が解明されている』(3.18点)、『国民の感覚が反映された裁判(判断)がされている』(3.02点)、『刑事裁判や司法などの公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている』(2.92点)となっており、『裁判所や司法は近づき難い印象がある』(1.92点)、『裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい』(1.86点)、『裁判に時間がかかる』(1.50点)の項目は平均点が低くなっている。

Q 4 (a) 公正中立である

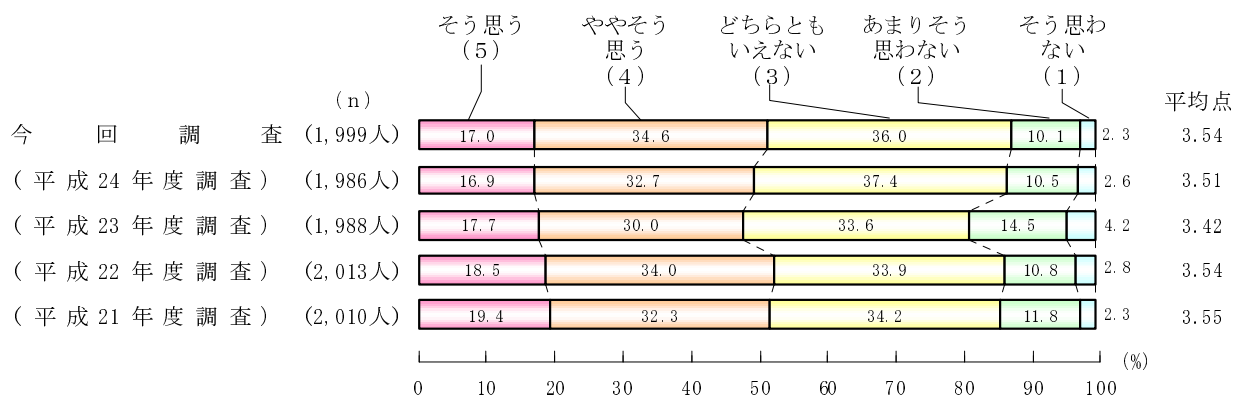


裁判員制度が始まる前の『公正中立である』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は44.2%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は13.9%である。

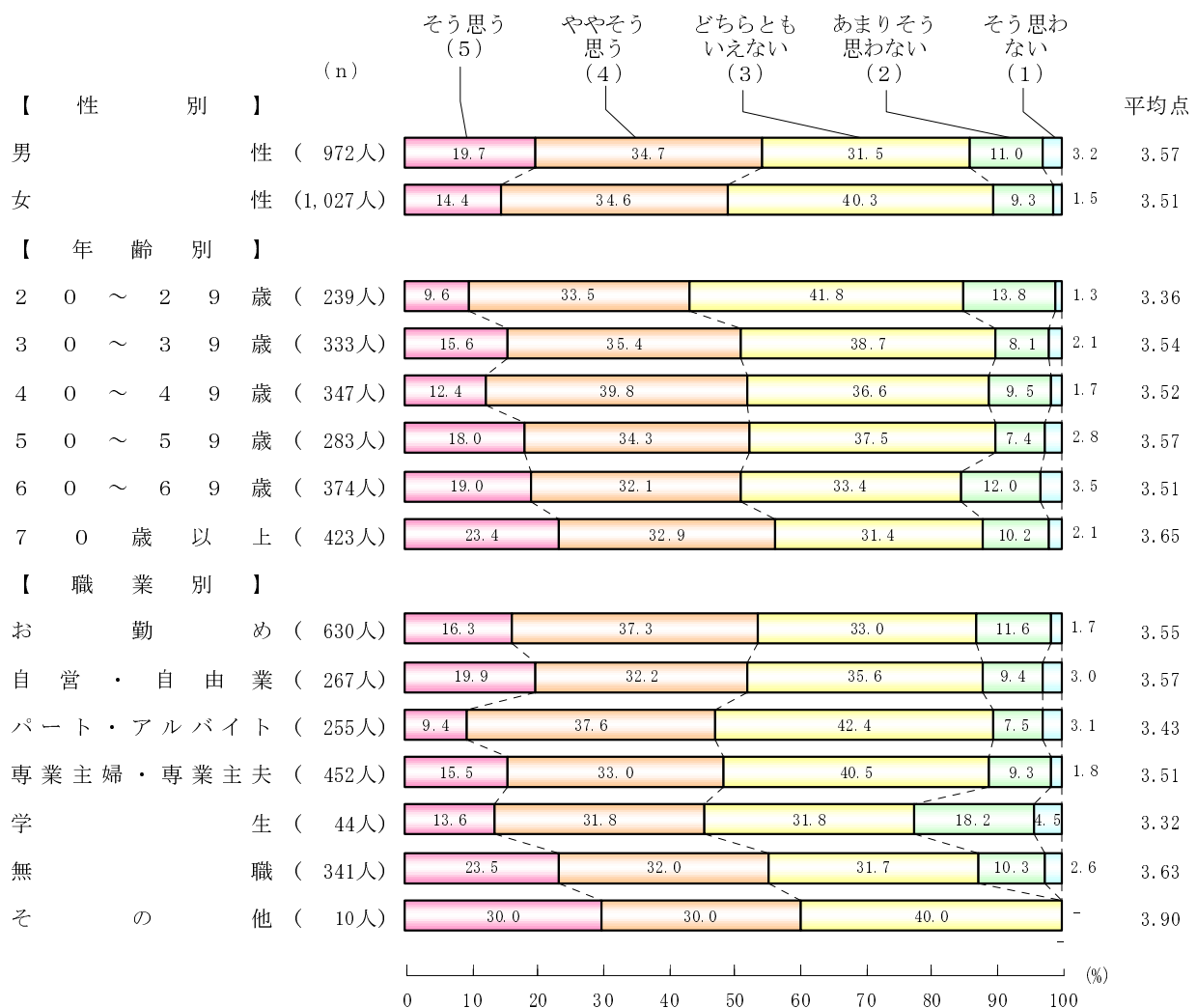


『公正中立である』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、男性が高くなっている。年齢別では、20代が最も低くなっている。職業別では、学生が最も低くなっている。

Q 4 (b) 信頼できる

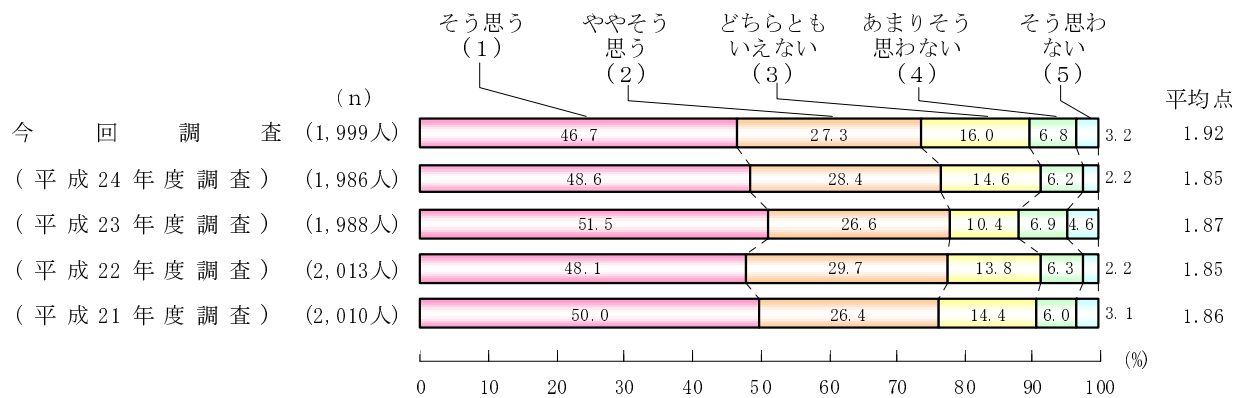


裁判員制度が始まる前の『信頼できる』という印象では、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)は51.6%、『そう思わない』(「あまりそう思わない」+「そう思わない」)は12.4%である。

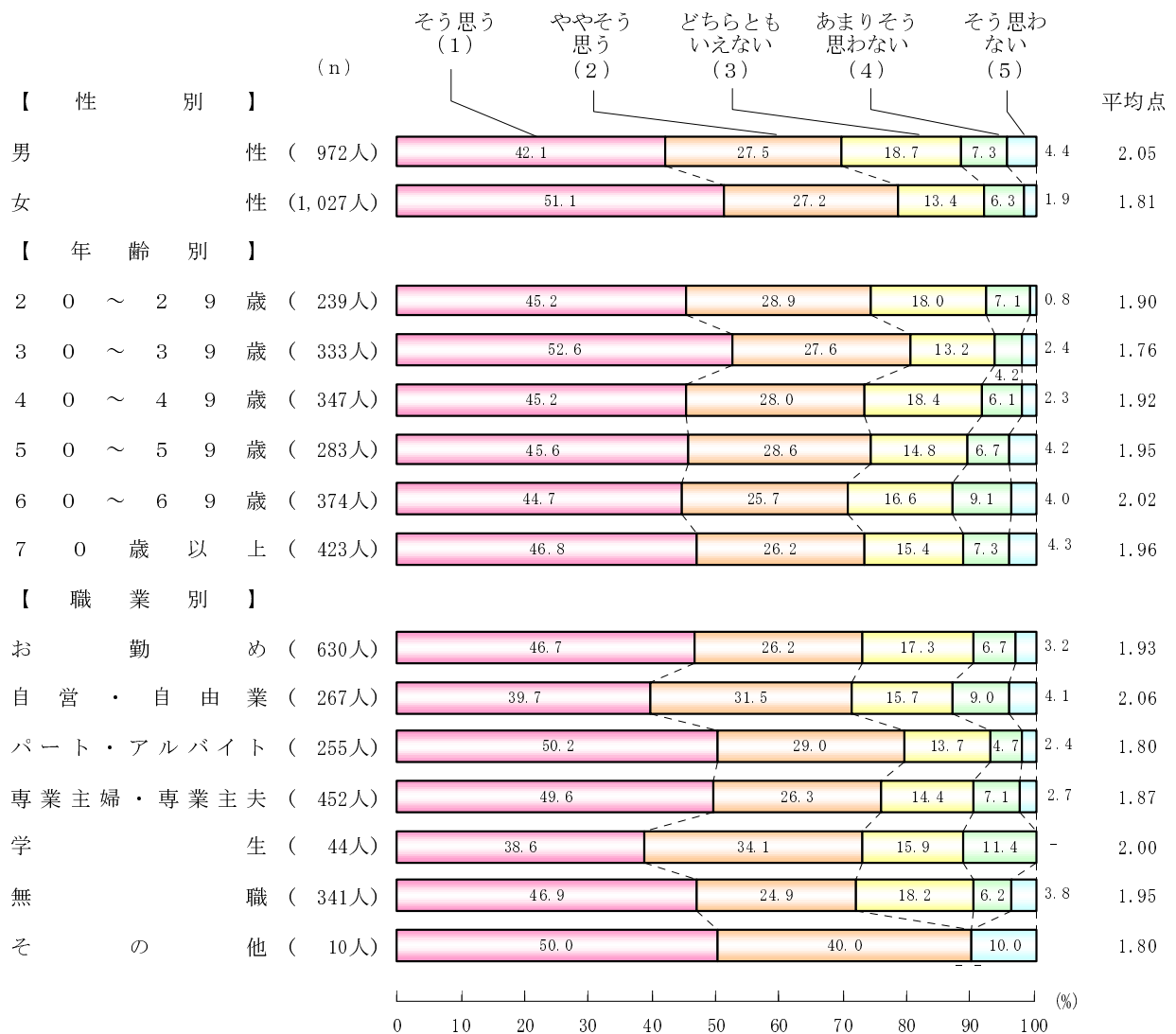


『信頼できる』という印象について、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)と答えた者の割合は、男女別にみると、男性が高くなっている。年齢別では、20代が最も低く、職業別では、無職が最も高くなっている。

Q 4 (c) 裁判所や司法は近づき難い印象がある



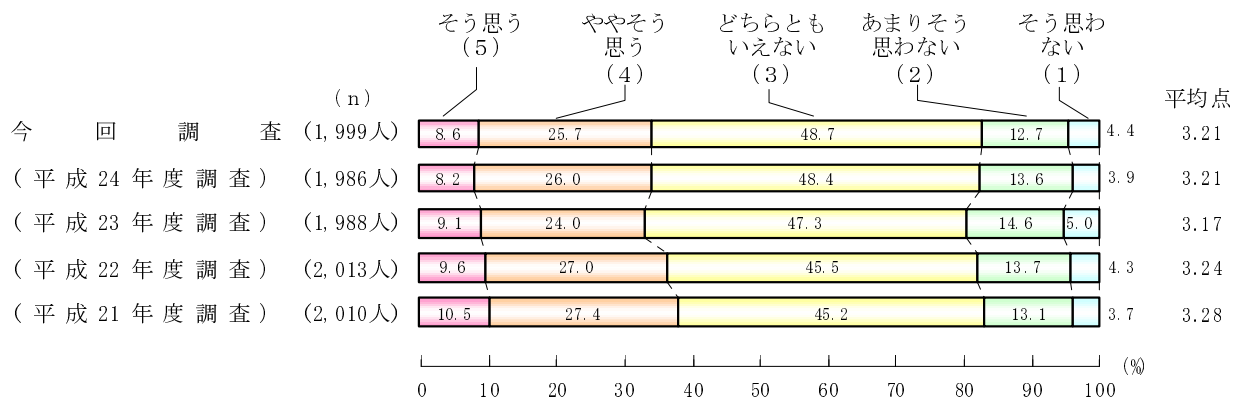
裁判員制度が始まる前の『裁判所や司法は近づき難い印象がある』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は74.0%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は10.0%である。



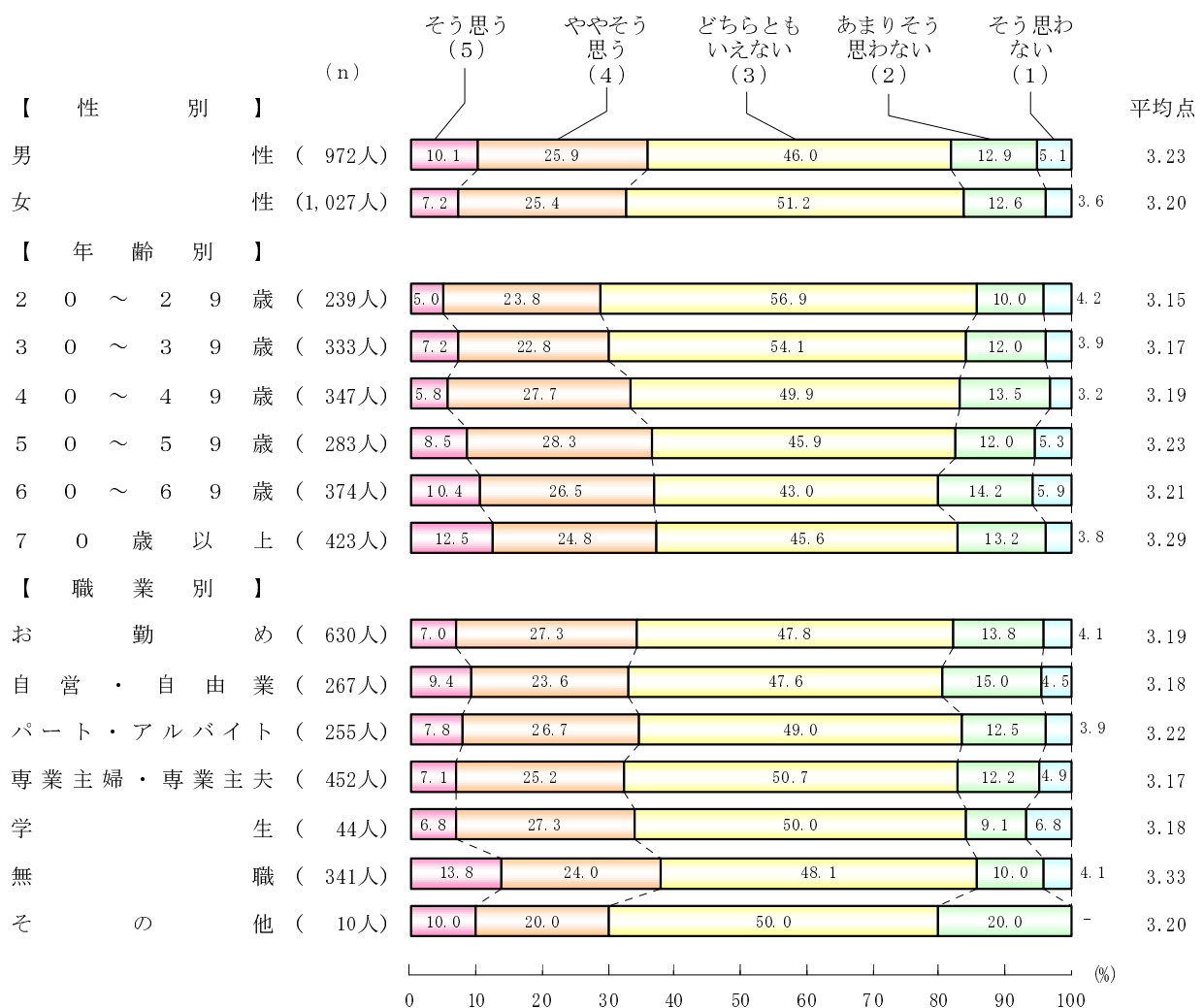
『裁判所や司法は近づき難い印象がある』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、女性が高くなっている。年齢別では、30代が最も高く、職業別では、パート・アルバイトが最も高くなっている。



Q 4 (d) 納得できる裁判 (判断) が行われている

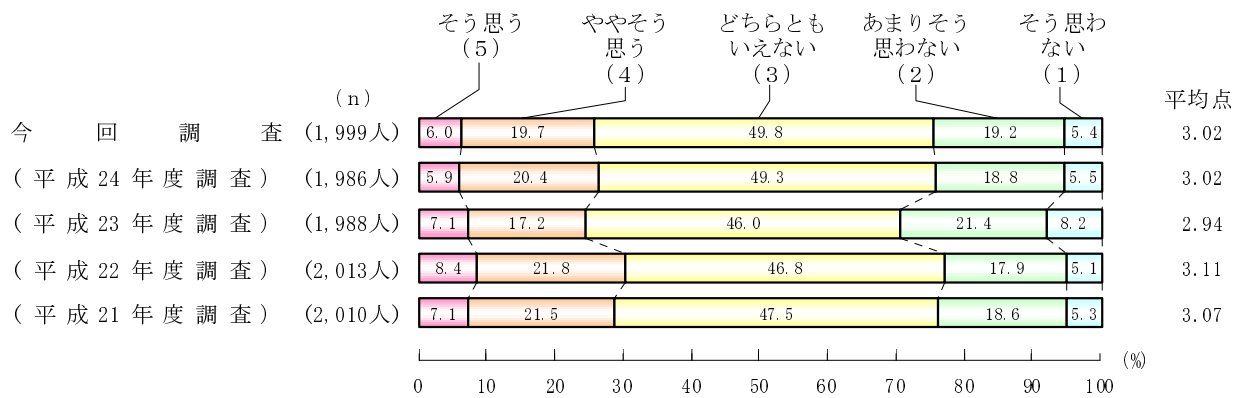


裁判員制度が始まる前の『納得できる裁判 (判断) が行われている』という印象では、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)は34.3%、『そう思わない』(「あまりそう思わない」+「そう思わない」)は17.1%である。

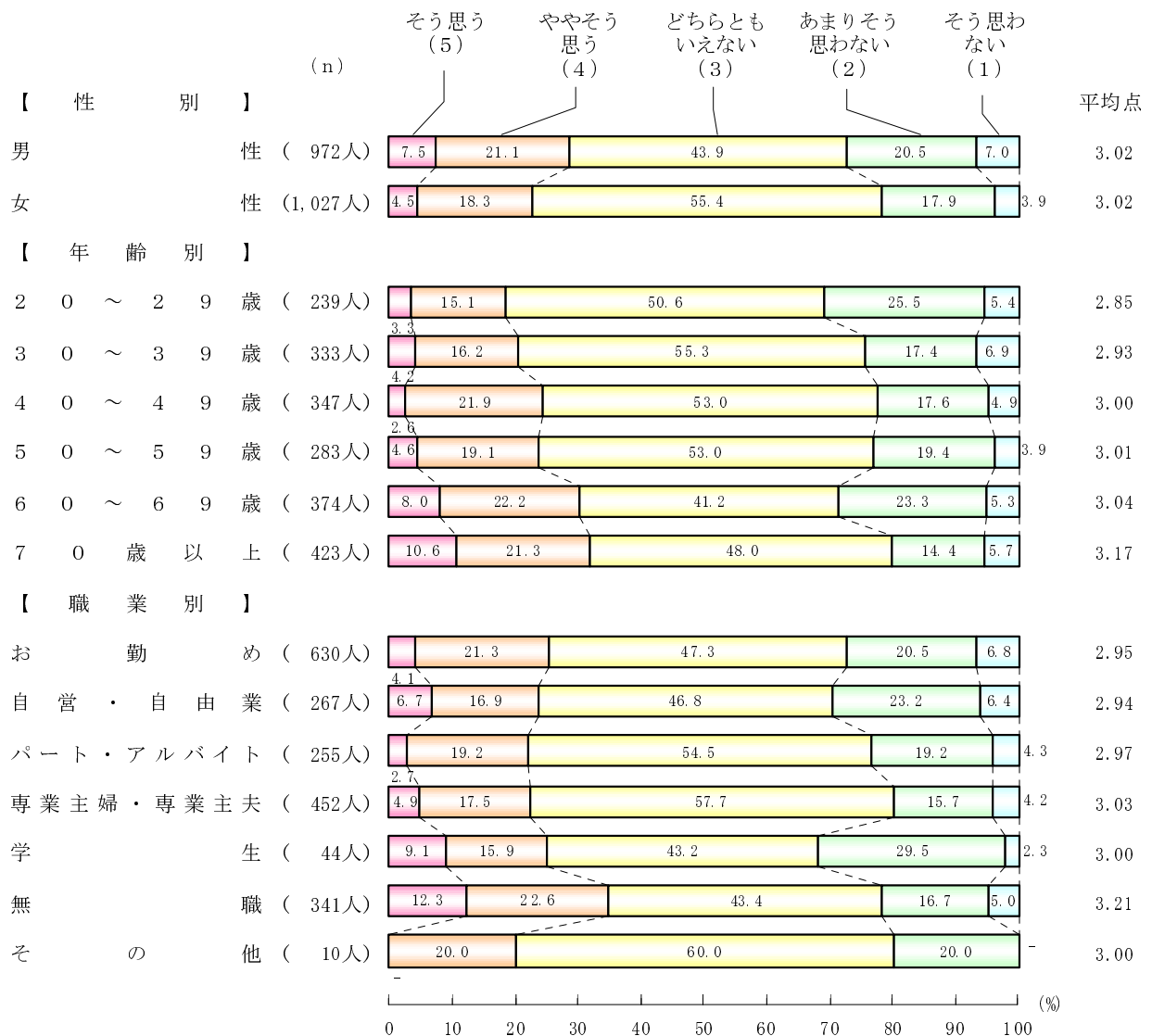


『納得できる裁判 (判断) が行われている』という印象について、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はみられない。年齢別では、20代が最も低く、職業別では、大きな差はみられない。

Q 4 (e) 国民の感覚が反映された裁判（判断）がされている



裁判員制度が始まる前の『国民の感覚が反映された裁判（判断）がされている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は25.7%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は24.6%である。



『国民の感覚が反映された裁判（判断）がされている』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、男性が高くなっている。年齢別では、60代以上で高く、職業別では、無職が最も高くなっている。